

北海道根室振興局告示第7号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号(以下「規則」という。))第5条第1項第21号に掲げるかご漁業(あいなめ)(根室振興局管内太平洋海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和6年2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業に認可等をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
かご漁業(あいなめ)	太平洋海域 根室共第30号共同漁業権漁場区域 ただし、北海道漁業調整規則(以下「規則」という。)第33条第1項に基づく別表第3に掲げる区域を除く。	毎年 4月1日から12月31日まで	38隻	総トン数10トン未満	ア 根室振興局管内に住所を有する者であること。 イ 根室振興局管内太平洋海域におけるかご漁業(かご)の許可を有しない者であること。 ウ 根室振興局管内沖合海域におけるつぶかご漁業の許可を有しない者であること。	令和6年2月1日から 令和6年2月29日の間	〔許可の有効期間〕 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで 〔起業の認可の有効期間〕 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 〔申請書の提出先〕 根室振興局産業振興部水産課 〔許可の条件〕 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、根室振興局長に報告しなければならない。 (2)漁具についての制限は次のとおりとする。 ア 使用するかご数は300個以内とする。 イ 使用するかごの形状は、丸かご(円錐台又は円柱の形状)に限定するものとし、折りたたみ式の構造であってはならない。 ウ 使用するかごの大きさは、最長部100センチメートル以内、高さ40センチメートル以内、網目30ミリメートル以上(結節間15ミリメートル以上)とする。 (3)海中に敷設する漁具の各のし(の)の両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (4)あいなめ以外のものを主たる漁獲の対象としてはならない。 (5)次に掲げる水産動植物が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの礁がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの礁がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ ずわいがに カ ベにずわいがに キ くりがに ク えび類 ケ つぶ類 コ たこ サ うに (6)規則第33条第1項に基づく別表第3で定める1から22までの点を順次に結んだ線及び22の点から真方位160度の線以東の海域に立ち入ってはならない。ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立ち入る場合は、この限りでない。この場合にあつては、あらかじめ根室振興局長へ報告しなければならない。 (7)7月11日から9月20日までの間は、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (8)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。